



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局 発表
令和8年4月28日(火)

担	京都労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全課長 宇野 均
当	統括特別司法監督官 山田 英輔 電話 075 - 241 - 3216(ダイヤルイン)

令和8年「STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン」の実施について

京都労働局(局長:伊勢 久忠)では、職場における熱中症予防対策の推進を図るため、令和8年5月から9月までの間、令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(4月は準備期間)として下記のとおり実施します。特に、暑さが本格化する7月を「重点取組期間」として、下記事項の積極的な実施、5月も引き続き暑さ指数(WBGT)の把握と評価、熱中症早期発見のための報告体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の整備及び関係者への周知等、熱中症予防の取組の継続について呼びかけます。【資料1】

記

< キャンペーン期間中に確認、実施すべきこと >

STEP1 暑さ指数(WBGT)の把握と評価

暑さ指数の把握(測定)については、JISに適合したWBGT指数計を準備し、点検等を行い適正に使用できる状態とすること。

STEP2 把握・評価した暑さ指数に応じて、「キャンペーン期間中(5月～9月)にすべきこと」の徹底【資料1、パンフレット裏面の対策】

< 7月の重点取組期間中に実施すべきこと >

- 1 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 2 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 3 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 4 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、熱中症の早期発見のための報告体制及び重篤化を防止するための措置の実施手順の周知徹底
- 5 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 6 熱中症のおそれがある者を発見したときは、重篤化を防止するための体温低減措置を速やかに講じ、躊躇することなく救急隊を要請

京都府内における令和7年の職場での熱中症による休業4日以上³の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、猛暑の影響により23人となり、過去最多であった前年の26人と比べ3人減少しました。過去10年間の死傷者総数、149人(うち、死亡2人)を発生月別に見ると、7月(55人)、8月(59人)の2か月間が全体の8割弱(76.5%)を占めています。【資料2】

また、熱中症の予防について、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策を講じるための「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が策定されました。

内容は、以下のとおりです。

第1 目的等

熱中症防止のため、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じ、職場における熱中症防止を図ること。

事業者は、以下の第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施すること。

第2 熱中症リスクの評価

有害性の要因の特定、 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握、
熱中症リスクの評価・検討

第3 熱中症リスクに応じた措置

労働衛生管理体制の確立等、 作業環境管理、 作業管理、 健康管理、
労働衛生教育、 異常時の措置、 その他(発注者による配慮、労働者と異なる
場所で就業する個人事業者等に係る措置等) 【資料3】

なお、熱中症発生時の重篤化防止の措置を義務付けるため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されています。【資料4】



(熱中症予防キャラクター
チューイカン吉)